

元日獣発第 242 号
令和元年 12 月 17 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令及び施行規則の一部改正について

このことについて、令和元年 12 月 6 日付け環自野発第 1912062 号をもって環境省自然環境局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、令和元年 11 月 7 日付けで「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 153 号）」が公布されるとともに、令和元年 11 月 19 日付けで「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年環境省令第 16 号）」が公布され、ともに令和元年 11 月 26 日から施行されたことにより、国際希少野生動植物種について、一部変更した旨の周知を依頼するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 堂領

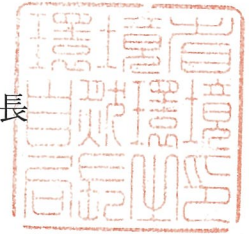
TEL 03-3475-1601



環自野発第 1912062 号
令和元年 12 月 6 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

自然環境局長



絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令及び
施行規則の一部改正について

本年 8 月に開催された絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）第 18 回締約国会議における条約附属書改正の結果を受け、今般、令和元年 11 月 7 日付けで「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 153 号。以下「改正政令」という。（添付資料 2 参照）」が公布されるとともに、令和元年 11 月 19 日付けで「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年環境省令第 16 号。（添付資料 5 参照）」が公布され、ともに令和元年 11 月 26 日から施行されました。これにより、国際希少野生動植物種について、下記のとおり変更したので御承知願います。

記

今回の改正は、本年 8 月に開催された絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）第 18 回締約国会議における条約附属書改正の結果を受けたものであり、条約附属書 I の改正を踏まえ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成 5 年政令第 17 号。以下「施行令」という。）別表第 2 の表 2（施行令第 1 条第 2 項関係）に掲げる国際希少野生動植物種を追加（表 A）・削除（表 B）したほか、知見の蓄積に併せて、分類及び学名の見直し等（表 C）を行うとともに、条約附属書 I から削除され、同条約附属書 II に追加された種（本通知中表 D）の地域個体群を、施行令別表第 6（施行令第 8 条、第 9 条関係）に掲げる登録対象個体群として追加等するものです。

また、条約において適用される動植物種の分類方法等の変更がなされたことから、改正政令による改正後の施行令別表第 2 の表 2 に掲げる国際希少野生動植物種と条約附属書 I 掲載種に、表記上の相違が生じました（表 E）。今後早期に施行令の改正を予定しておりますが、当面の間は、表 E のウ欄に掲げる改正附属書 I に記載された学名で取得した通関書類等は、同表ア欄の対応する改正政令による改正後の施行令別表第 2 の表 2 に掲げる種名に該当するものとして取り扱うことといたします。

つきましては、本改正について御承知願うとともに、貴会会員へ周知くださるよう御協力をお願いいたします。



表 A 今回追加する国際希少野動物種一覧(施行令別表第2の表2関係)

種名	器官及び加工品の規制 (別表第4関係)	原材料器官等の規制 (別表第5関係)
いたち科		
1) <i>Aonyx cinerea</i> (コツメカワウソ)	—	—
2) <i>Lutrogale perspicillata</i> (ビロードカワウソ)	—	—
つる科		
3) <i>Balearica pavonina</i> (カンムリヅル)	—	—
きのほりとかげ科		
4) <i>Ceratophora erdeleni</i> (ケラトフォラ・エルデレニ)	—	—
5) <i>Ceratophora karu</i> (ケラトフォラ・カル)	—	—
6) <i>Ceratophora tennentii</i> (ケラトフォラ・テンネンテイ)	—	—
7) <i>Cophotis ceylanica</i> (セイロンオマキキノボリアガマ)	—	—
8) <i>Cophotis dumbara</i> (コフォティス・ドウムバラ)	—	—
やもり科		
9) <i>Gonatodes daudini</i> (ダウディンイロワケヤモリ)	—	—
いしかめ科		
10) <i>Cuora bourreti</i> (ラオスモエギハコガメ)	—	—
11) <i>Cuora picturata</i> (カンボジアモエギハコガメ)	—	—
12) <i>Mauremys annamensis</i> (アンナンガメ)	—	—
りくかめ科		
13) <i>Geochelone elegans</i> (インドホシガメ)	—	—
14) <i>Malacochersus tornieri</i> (パンケーキガメ)	—	—
あげほちよう科		
15) <i>Achillides chikae hermeli</i> (アキルリデス・キカエ・ヘルメリ)	—	—
16) <i>Parides burchellanus</i> (パリデス・ブルケルラヌス)	—	—

表 B 今回削除する国際希少野生動物種一覧(施行令別表第2の表2関係)

ねずみ科		
1) <i>Leporillus conditor</i> (コヤカケネズミ)		
2) <i>Pseudomys fieldi praeconis</i> (シャークベイネズミ)		
3) <i>Xeromys myoides</i> (クマネズミモドキ)		
4) <i>Zyzyomys pedunculatus</i> (マクドネルイワネズミ)		

表 C 今回学名が変更となる国際希少野生動物種一覧(施行令別表第2の表2関係)

あげほちよう科			
1)	<i>Papilio chikae</i>	(ルソンカラスアゲハ)	(変更前)
	<i>Achillides chikae chikae</i>	(ルソンカラスアゲハ)	(変更後)

表D 今回登録対象個体群を変更する国際希少野生動植物種一覧(施行令別表第6関係)

らくだ科	1)	<i>Vicugna vicugna</i>	(ビクーナ)
クロコダイル科	1)	<i>Crocodylus acutus</i>	(アメリカワニ)

表E 今後分類等の整理を行う予定の国際希少野生動植物種一覧(施行令別表第2の表2及び第6関係)

		ア：施行令別表第2の表2における記載	イ：旧条約附属書Iにおける記載	ウ：改正条約附属書Iにおける記載
動物界				
うし科				
	1)	<i>Ovis ammon hodgsonii</i> (チベットアルガリ)	<i>Ovis ammon hodgsonii</i>	<i>Ovis hodgsoni</i>
	2)	<i>Ovis ammon nigrimontana</i> (カラタウアルガリ)	<i>Ovis ammon nigrimontana</i>	<i>Ovis nigrimontana</i>
	3)	<i>Ovis aries ophion</i> (キプロスムフロン)	<i>Ovis aries ophion</i>	<i>Ovis gmelini</i> (Only the population of Cyprus; no other population is included in the Appendices)
	4)	<i>Ovis aries vignei</i> (ラダックウリアル)	<i>Ovis aries vignei</i>	<i>Ovis vignei</i>
ねこ科				
	5)	<i>Puma yagouaroundi</i> (ジャガランディ)	<i>Puma yagouaroundi</i> (Only the populations of Central and North America; all other populations are included in Appendix II)	<i>Herpailurus yagouaroundi</i> (Only the populations of Central and North America; all other populations are included in Appendix II)
	6)	<i>Leopardus jacobitus</i> (アンデスネコ)	<i>Leopardus jacobitus</i>	<i>Leopardus jacobita</i>
	7)	<i>Leopardus tigrinus</i> (ジャガーネコ)	<i>Leopardus tigrinus</i>	<i>Leopardus guttulus</i> <i>Leopardus tigrinus</i>
	8)	<i>Neofelis nebulosa</i> (ウンピョウ)	<i>Neofelis nebulosa</i>	<i>Neofelis diardi</i> <i>Neofelis nebulosa</i>
	9)	<i>Panthera leo persica</i> (インドライオン)	<i>Panthera leo persica</i>	<i>Panthera leo</i> (Only the populations of India; all other populations are included in Appendix II)
	10)	<i>Uncia uncia</i> (ユキヒョウ)	<i>Uncia uncia</i>	<i>Panthera uncia</i>
	11)	<i>Puma concolor costaricensis</i> (コスタリカピューマ)	<i>Puma concolor costaricensis</i>	<i>Puma concolor</i> (Only the populations of Costa Rica and Panama; all other populations are included in Appendix II)
植物界				
サボテン科				
	12)	<i>Echinocereus ferreirianus</i> <i>ssp. lindsayi</i> (エキノケレウス・フェルレイリアヌス・リンドサイイ)	<i>Echinocereus ferreirianus</i> <i>ssp. lindsayi</i>	<i>Echinocereus ferreirianus</i> <i>ssp. lindsayorum</i>

らん科				
	13)	<i>Laelia jongheana</i> (ラエリア・ヨンゲアナ)	<i>Laelia jongheana</i>	<i>Cattleya jongheana</i>
	14)	<i>Laelia lobata</i> (ラエリア・ロバタ)	<i>Laelia lobata</i>	<i>Cattleya lobata</i>
	15)	<i>Phragmipedium</i> 属 (フラグミペディウム属)全 種)	<i>Phragmipedium spp.</i>	<i>Phragmipedium spp.</i> <i>Mexipedium xerophyticum</i> ^{注1}

注1 : *Phragmipedium* 属 (フラグミペディウム属) 全種に含まれていた種 *Phragmipedium xerophyticum* の属名が変更となり、*Mexipedium xerophyticum* として独立して記載する。

以上

* 担当

自然環境局 野生生物課 条約法令係

担当：池田、松橋

電話 03-5521-8283

FAX 03-3581-7090

ワシントン条約締約国会議を受けた種の保存法の国際希少野生動植物種の改正について (お知らせ)

種の保存法（正式名称：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）では、ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種等を「国際希少野生動植物種」として施行令で定め、その譲渡し等について規制しています。

既に報道発表等でご案内しておりますが、本年開催されたワシントン条約第18回締約国会議での同条約附属書の改正を受け、条約附属書発効と同日の令和元年11月26日（火）付で種の保存法における国際希少野生動植物種の追加及び削除、学名変更を行いました。

ついで、新たに国際希少野生動植物種に追加された種（コツメカワウソ、ビロードカワウソ、インドホシガメ等。合計16種）については、同日以降、種の保存法に基づく国内での譲り渡し等（あげる・かす・もろう・かりるの全て）・陳列・広告の規制の対象となりますので、ご注意願います。

また、新規指定種のうち、ほ乳類（カワウソ2種）、鳥類（カンムリヅル、足輪も可）、カメ（5種）については、登録の際に個体識別措置（マイクロチップ等）が必須となりますので、その点もご留意ください。

（※注：追加される種については、規制適用日より前からお持ちの個体であっても、規制適用日（11/26）以降に当該個体を販売するためには、予め登録を受け、登録票と共に譲り渡すことが必要です。違法な譲り渡しは法に基づく罰則の対象となります。

詳細は http://www.env.go.jp/nature/naturebiodic/nature/yasei/pamph/WEB_掲載用PDF.pdf 及び下記のリンク先をご確認下さい。）

また、ワシントン条約において適用される動植物種の分類方法等の変更がなされたことから、種の保存法の国際希少野生動植物種とワシントン条約附属書Ⅰ掲載種に、一部表記上の相違が生じています。改正までの間の通関書類等の取扱い等についても通知しておりますのでご確認いただきますようお願いいたします。

○改正内容について（背景・全体概要）は、以下をご参照下さい。

（種の保存法施行令）

<http://www.env.go.jp/press/107376.html>

（種の保存法施行規則）

<http://www.env.go.jp/press/107417.html>

○改正後の国際希少野生動植物種一覧は、以下をご参照下さい。

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/global/list.html>

○種の保存法に基づく国際希少野生動植物種の譲り渡し等・陳列・広告の規制内容は、以下をご参照下さい。

[http://www.env.go.jp/nature/naturebiodic/nature/yasei/pamph/WEB 掲載用 PDF.pdf](http://www.env.go.jp/nature/naturebiodic/nature/yasei/pamph/WEB%20%E6%9C%AC%E8%8F%BC%E7%94%A8%20PDF.pdf)

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/yuzuri/index.html>

○登録手続きについては、以下の登録機関のウェブページをご参照下さい。

「国際希少種登録」

<http://www.jwrc.or.jp/service/cites/index.htm>